

きょうりんだいがくいがくぶふぞくびょういん

杏林大学医学部付属病院

こ かんじゃけんりけんしょう

「子ども患者権利憲章」

へいせい ねん がつ にち  
平成30年7月23日

とういん こ い か けんりけんしょう いりょう う  
当院では、子どもたちは、以下の権利憲章のもとに医療を受けることができます。  
けんりけんしょう けんり かん たいせつ き  
権利憲章とは、「権利に関するいちばん大切な決まり」のことです。

- こ にんげん たいせつ  
1. 子どもたちは、ひとりの人間として大切にされます。
- こ ひと おな いりょう う  
2. 子どもたちは、ほかの人と同じようによい医療を受けることができます。
- こ びょうき びょうき なお ほうほう びょういん ひと  
3. 子どもたちは、病気のことや病気を治していく方法について、病院の人や  
かぞく き おし  
ご家族に聞いたり、教えてもらうことができます。
- こ びょうき びょうき なお ほうほう じぶん き も  
4. 子どもたちは、病気のことや病気を治していく方法について、自分の気持ちや  
かんが びょういん ひと かぞく  
考えを、病院の人やご家族にいうことができます。
- こ ふあん びょういん ひと  
5. 子どもたちは、不安なことやわからないことがあるときは、いつでも病院の人  
かぞく はな き  
やご家族に話したり、聞いたりすることができます。
- こ じぶん じぶん けんこう き か  
6. 子どもたちは、自分で自分の健康について決めることができないとき、代わって  
かぞく き  
ご家族に決めてもらうことができます。
- こ びょういん かぎ かぞく いっしょ す  
7. 子どもたちは、病院でもできる限りご家族と一緒に過ごすことができます。
- こ びょういん べんきょう あそ  
8. 子どもたちは、病院でも勉強したり、遊んだりすることができます。
- こ ほか ひと し ひみつ  
9. 子どもたちは、他の人に知られたくないことは、秘密にすることができます。